

13 農林水産業関係

ア 担い手、農地政策

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
認定農業者制度の運用改善 (農林水産省)	<p>a 農業経営改善計画の認定に当たって、市町村が独自の判断基準を設けている場合があるが、これが公開されていないため、市町村における認定審査の基準が不透明になり、よく似た経営を営む農業者であっても、認定を受ける市町村が異なった場合、認定にバラツキが生じているケースも見受けられる。</p> <p>したがって、認定手続きの透明性を確保するために、認定に当たって、市町村が独自の判断基準を設けている場合には、当該基準を公開するよう必要な措置を講ずる。</p> <p>b よく似た経営を営む農業者であっても、認定を受ける市町村が異なった場合、認定にバラツキが生じている状況を改善するため、既に一部の市町村において実施している認定審査における第三者機関の設置・第三者機関からの意見聴取が全国的に行われるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 真に経営努力を継続した者のみが再認定されるよう、再認定においては、経営努力の判断基準として、従前の計画に係る経営規模、所得、労働時間等の目標の達成状況を把握し、その要因を分析した上で、再認定の可否を判断するよう必要な措置を講ずる。</p>	重点・農水(1)	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	d 現在、農林水産省経営局長通知（平成18年6月27日付け18経営第2053号）において、市町村は、認定に係る全ての農業経営改善計画について、原則として毎年（少なくとも当該計画の有効期間の中間年には必ず）当該計画を検証し、取組が不十分である場合は、指導・助言その他の支援を実施することとなっており、それを受けた認定農業者に改善が見られない場合には、「適切に認定の取消しを行うことが望ましい」とされているが、経営改善に取り組む意欲がない農業者を認定農業者として支援することは政策の意図を歪めることになることから、認定の取消しについては、適切に運用されるよう必要な措置を講ずる。				
農地政策全般の再構築に係る検討・検証（農林水産省）	<p>農地の流動化及び規模拡大について賃貸借によるものが主流であるという実態を踏まえ、利用集積を加速化するために、所有と利用を分離し、経営的利用を更に促進し、利用本位の農地政策としていくため、農地政策全般の再構築に向けて検証・検討を行う。</p> <p>その際には、農地を農地として利用することを前提に、他産業・異分野からの農業参入を促進し、様々な形態や新たなビジネスモデルで農業経営が可能となる観点も念頭に置いて、検証・検討を行う。</p>	重点・農水（2）	検討開始		
農地の長期安定利用スキームの設定（農林水産省）	現行制度においても20年までの利用権の設定や賃貸借契約が可能である旨の周知徹底を図り、設定期間及び契約期間の長期化に取り組む。	重点・農水（2）	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
主体を問わない農地利用の促進 (農林水産省)	現在、特定法人貸付事業において、農業生産法人以外の法人であってもリース方式で農地の権利が取得できることとなっているが、参入区域(市町村が、耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域を、参入可能な区域として設定)内であれば農地に制限はないにも拘らず、リースのできる農地が耕作放棄地に限られるといった誤解や農地情報が不足しているといった指摘がある。農業分野において新規参入の積極化が求められる中、農業経営に意欲的な一般法人の新規参入を促進するため、耕作放棄地以外の農地もリースが可能であることの周知徹底を図るとともに、一般法人の農業参入に資する農地情報を提供する仕組みを構築する。	重点・農水(2)	措置		
農業委員会の在り方の見直し (農林水産省)	a 認定農業者に対して重点的に施策を実施するなど、従来の政策からの大きな転換期を迎えている状況を踏まえ、その政策意図を十分に農業委員会に浸透させるとともに、市町村によって異なっている農業委員会の運用や権限行使を是正するため、改めて、農業委員会の権限行使が統一的に運用されるよう、判断基準の周知徹底を図る。	重点・農水(3)	措置		
	b 農業委員には、地元の農業の状況に深い理解のある農業者の存在は不可欠であるが、農業委員会が中立性を確保し構造改革を促進する組織として機能を発揮するため、選任委員に中立的な第三者である学識経験者が参加できるよう改める。	重点・農水(3)	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	c 農業委員会が農用地の利用関係の調整等を進めて行くに当たっては、農地の出し手や小規模農家の意向を踏まえつつも、その権能を行使する農業委員に、「農業経営の改善に取り組む意欲のある農業者」、「農業経営のスペシャリストを目指す者」である認定農業者などの今後の農業の担い手となる者を増やしていくことに取り組む。		措置		

イ 農協、農業金融、農業共済等

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農協の経済事業改革等の推進 (農林水産省)	全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)等において不正事件が累次にわたり発生していること等を踏まえ、農林水産省では全農に対し、その子会社を含め、事業・組織の在り方について見直しを行い、経済事業の主体を各単位農協と位置付け、複数段階での手数料を削除するなどコスト効率的な組織とすべく、平成17年10月に7回目の業務改善命令を発出し、全農より改善計画を提出させ指導しているところである。同改善計画は、全農の経済事業改革について、一定の期限を区切り数値目標等を設定させるものであるが、同改善計画の進捗状況を対外的に公表させるとともに、その成果を農林水産省が責任を持ってフォローアップする。	計画・農業ア(1)	逐次実施		
農協の内部管理態勢の強化 (農林水産省)	a 農協は組合員に奉仕するという本旨を徹底し、コンプライアンス態勢の強化や業務の効率性、財務報告の信頼性を確保するためにも、引き続き内部統制の強化に取り組む。	重点・農水(4)	逐次実施		
	b 特に、コンプライアンス態勢については、コンプライアンス委員会の設置などその強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずる。		措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農協の不正な取引方法等への対応強化 （公正取引委員会、農林水産省） （農林水産省） （公正取引委員会、農林水産省）	a 独占禁止法上の不正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を示した独占禁止法上のガイドラインについて、公正取引委員会、農林水産省等の関係機関は、協力して、農協、農協組合員、農業者の組織する団体等に対し、説明会の開催やそれらの者が実施する研修への協力等を通して、周知徹底を図る。	重点・農水（４）	措置		
	b 同計画において、「農協の指導機関である全中や実際に事業を行う全農が、上記ガイドラインを個別の事業に当てはめて、各農協がルールを逸脱することがないように分かりやすく解説した指針を策定し各農協へ指導を徹底するよう、所要の措置を講ずる。不正な取引を行った農協に対し、現行の独占禁止法による措置のみでは十分ではないと認められる場合には、再発防止等の措置について、農業協同組合法による行政処分も含め、適正に対処するよう所管行政庁において徹底する。」とされていることについては、平成19年度以降も逐次実施する。		逐次実施		
	c 公正取引委員会、農林水産省等の関係機関は、関する農協組合員、農業者の組織する団体等が農協に苦情について情報提供したり、農協が法令順守の観点から相談したりしやすくするため、農協、農協組合員、農業者の組織する団体等に対して、苦情受付・相談方法及び相談窓口の周知徹底を図るとともに、苦情・相談について協力して対応するなど、所要の措置を講ずる。		措置		
公正な競争条件の確保 （公正取引委員会）	農業分野全般において、不正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。	重点・農水（４）	逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農協経営の 透明化に向 けたディス クロージャ ーの改善 (農林水産省)	a 全中に他の金融機関におけるディスクロージャーの状況を参考としつつ、説明書類の雛形を作成させ、周知させるなど一層の比較可能性を高めるよう所要の措置を講ずる。	重点・農 水(4)	措置		
	b 組合員、貯金者等に対する情報開示を迅速に行うためにも、農協は、他の金融機関におけるホームページ上での説明書類の公開状況を参考としつつ、ホームページへの説明書類の掲載等、組合員、貯金者等の利便性に応じた公開方法で自主的開示を行うことが必要である。この自主的開示について、全中に農協に対し指導させるよう、必要な措置を講ずる。				
	c 全中に部門別損益計算書やキャッシュ・フロー計算書の一般への開示、更なる部門別の資産の情報提供を指導させるなど、自主的な情報開示が促進されるよう必要な措置を講ずる。				
組合員に対 する確かな 情報開示の 実施 (農林水産省)	これまで、農業協同組合制度の所管官庁である農林水産省が、幾度となく的確な情報開示を行うべきと指導していることについては一定の評価がなされるものの、現在制度的に義務付けられている情報開示の仕組みや自主開示の促進などの指導が今一度、改めて農協及び組合員に周知徹底されるよう必要な措置を講ずる。	重点・農 水(4)	措置		
中央会監査 の在り方に ついての検 討 (農林水産省)	全中の一組織であるJA全国監査機構が実施している中央会監査について、様々な角度から、組合員、貯金者等が納得する監査の在り方について検討を行う。	重点・農 水(4)	検討開 始		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
中小企業信用保険における対象事業の見直しと農業信用保証保険との連携強化による農業経営者等の資金調達の円滑化の促進 (経済産業省、農林水産省) (経済産業省、農林水産省) (経済産業省)	a 農協以外の金融機関からの資金調達を求め、農業経営者が信用保証協会の保証利用を希望した場合等で、信用保証協会において引受けの可否の判断がつかないような場合には、農業信用基金協会に連絡、相談するなど、農業経営者の資金調達の円滑化が図られるよう中小企業信用保険と農業信用保証保険の連携の強化を図る。	重点・農水(5)	措置		
	b 現在、信用保険の対象となる農業関連事業者は、きのこ生産事業やもやし栽培業などの生産設備を要する事業者、生産のみならず、加工・販売業まで行っている事業者、に限定されているが、昨今の農業の多様化に伴い、経済産業省は多角的農業経営者等の信用保険へのニーズを把握するとともに、農林水産省とも協議の上、必要に応じ対応を検討する。		検討	結論	
	c 建設業者が農作業の一部を受注するようなケースが増加している。このような農業サポート事業への新規参入が積極化するよう、他産業から農業サポート事業に参入した事業者を信用保険の対象とすることについての必要性・妥当性について検討を行う。				
農業信用保証保険制度の対象融資機関の拡大 (農林水産省)	a 信用組合も農業信用保証保険制度の利用対象融資機関とする方向で見直す。	重点・農水(5)	検討・結論、引き続き措置		
	b 農業信用保証保険制度について、農協以外の民間金融機関に周知徹底を図るべく、情報提供等を積極化する。				

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)の取 扱いの適正 化 (農林水産省)	スーパーS資金の取扱いについて、地域の農業 信用基金協会の考え方や保証引受の審査を担う 担当者に誤解が生じていることも考えられるこ とから、本来の制度目的に沿った取扱いがなされ るよう、改めて必要な措置を講ずる。	重点・農 水(6)	措置		
知的財産や 農業動産を 担保とした 新たな資金 調達手法の 検討及びそ の公表 (農林水産省)	農業金融の円滑化に向けては、農業特有の知的 財産・動産及び新たなビジネスモデルの活用も今 後重要になると考えられる。 農林水産省においては、金融機関(農協系統、 農協以外の金融機関、政府系金融機関)、農業生 産者団体を構成員とした検討会を設置し、新たな 資金調達方法、担保評価方法、債権管理方法等を 検討しているところである。 農業経営者にとって、農業金融の円滑化は喫緊 の課題であることは言うまでもない。このため、 現在、上記検討会で行われている農業金融の円滑 化に向けた検討を踏まえ、新たな資金調達手法の 内容、具体的事例、課題等について、一定の結論 を得て、金融機関、農業経営者等に情報の公開を 引き続き行う。	重点・農 水(6)	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
創業支援融資制度の充実 (農林水産省)	<p>経営として農業を行う者、また、経営として農業を行う計画をしている者が増加しており、農業金融においても「就農」だけでなく「創業」を含め支援していく必要がある。これらの新規創業を積極化させるためには、創業時に要する資金調達を支援するのも一つの策であることから、農業金融における創業支援融資制度の充実を図る。</p> <p>なお、創業支援融資制度の充実にあたっては、農協以外の民間金融機関の参入も促進されるような制度設計を行う。</p>	重点・農水(9)	措置		
農業共済制度の見直し (農林水産省)	<p>a 掛金の設定や損害補償金の算出根拠、また、加入要件の地域差に関する合理的説明など、加入者の理解が得られるよう、徹底した情報開示を促進する。</p>	重点・農水(7)	措置		
	<p>b 農業共済制度では、共済金額についても個人選択の途が開かれているが、更なる選択肢を広げるため、現在、十分に活用されていない「環境や要素を踏まえて個々の農業者ごとに被害実態に応じた掛金率を設定するシステム」について、各共済組合が活用するよう促す。</p> <p>また、そのシステムや防災施設の設置状況等栽培管理技術による掛金の割引について、周知徹底を図る。</p>	重点・農水(7)			

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>c 農業共済制度の目的は、農業災害補償法(昭和22年12月15日法律第185号)第1条に「農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする」とあるが、本来、経営というのは、自主・自律が原則であり、リスクや競争にどのように対処するかを経営者が自ら考え、経営戦略を実行していくことが求められる。</p> <p>したがって、リスクにどのように対処するかは、経営者の判断により決定するべきものであり、本制度も農業経営者にとっては、リスクヘッジ手段の一つの選択肢として位置付け、農業者の選択の自由度の向上を図るため、「引受方式及び補償割合を農家が選択できる仕組み」について周知徹底を図るとともに、各共済組合が組合員農家のニーズを踏まえて、できるだけ多くの選択肢を共済規程に盛り込むように促す。</p>	重点・農水(7)			

ウ 農業経営者の創意工夫を活かした経営発展の促進等

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農業経営の発展に資する業態に対する支援 (農林水産省)	<p>農業経営の発展のためには、農業経営を営む者のみならず、特定の農作業のみを受託するコントラクターや、契約により農産物の提供を受ける出荷団体などの農業経営に関連する業態についても、様々な形による支援を行うことが必要である。</p> <p>したがって、こうした農業経営の発展に資する業態に対し、資金調達の円滑化など、それぞれの業態のニーズや実態に応じた支援を強化する。</p>	重点・農水(1)	措置		
農業研修への支援の充実 (農林水産省)	<p>a 農業者における受入研修について、創業意欲及び参入意欲のある者が研修を受けやすくし、かつ、研修を受入れる農業者の負担を軽減するよう、支援措置を充実する。</p>	重点・農水(9)	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	b さらに、企業等の農業参入法人に対する研修についても、支援を充実するなど必要な措置を講ずる。				
<p>中小企業政策との連携 (農林水産省、経済産業省)</p> <p>(農林水産省、経済産業省)</p>	<p>a 現在、農業分野の課題について工業分野の技術をマッチングする農業連携の推進やその支援措置の提供などが、農政部局と中小企業政策部局の連携により行われているが、これらの活動について、農業分野において新事業の開拓や新技術の開発を目指す者への情報提供を更に充実するなど周知徹底を図る。</p> <p>b 生産に止まらず加工・営業・販売まで行う多角的な農業経営の増加により、農業と他の産業の区別が困難となっている。現在、農工連携など施策の推進においては、農政部局と中小企業政策部局の連携が図られているが、流通・サービス産業分野とのマッチングによる販路拡大や人材育成、海外展開など、更に連携を図りながら、支援策を講じていく。</p> <p>なお、いまだ、各部局の農業の捉え方が従来の生産活動をメインとした農業を前提としている場合が少なくないことから、生産から加工販売に至る活動を一連のものとして取り組む農業経営者について、結果的に支援が受けられない部分が出てくるおそれがある。</p> <p>多角的な農業経営を目指す者は、生産から加工や販売までの過程を一連の経営活動として捉えており、これらをサポートするためには、経営全般への支援が必要となることから、双方の部局においては、経営の全般を支援するという観点から、連携を強化し支援策を講じていく。</p>	重点・農水 (9)	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
生鮮食品の栄養成分の表示に向けた取組への支援 (農林水産省、厚生労働省)	<p>a 生鮮食品については、農業経営者などにおいて栄養成分を表示してはならないとの誤解が生じているが、表示と実際の栄養成分の内容が一致していることを前提に、カロリーやタンパク質の吸収率などの栄養成分を表示することが可能である。したがって、生鮮食品の栄養成分の表示も可能である旨を、関係省庁が連携し、農業経営者などに広く周知する。</p> <p>b 併せて、栄養成分の表示方法について、それを希望する消費者の理解を深め、それに取り組む農業経営者を支援するため、関係省庁が連携し、参考となる表示方法なども公表する。</p>	重点・農水 (10)	措置		
生鮮食品の特定保健用食品などの特別用途食品の許可取得に向けた取組支援 (農林水産省、厚生労働省)	<p>生鮮食品については、健康増進法第26条に規定する特定保健用食品などの特別用途食品の許可の対象から除外されるものではないが、生鮮食品における許可実績はない。生鮮食品は、栄養成分が自然や生産地による影響を受けるといった特徴を持っていることから、栄養成分に係る製品品質や安定性の確保が必要と考えられる。</p> <p>したがって、生鮮食品の特定保健用食品などの特別用途食品の許可取得に向けて、食品としてそれを希望する消費者の理解を深め、それに取り組む農業経営者を支援するため、関係省庁が連携し、特別用途食品の表示許可の前提となる有効性・安全性が科学的に担保されるよう、生産段階において、どのように栄養成分に係る製品品質や安定性の確保を図るかなどについて検討を行い、参考となる考え方や生産方法などの情報を農業経営者などに広く周知する。</p>	重点・農水 (10)	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>特別用途食品の表示制度の見直し (厚生労働省)</p>	<p>健康増進法第 26 条に基づく特別用途食品とは、乳幼児、病者等の発育、健康の維持・回復等に適するという特別の用途を表示して販売される食品であり、厚生労働大臣の許可が必要であり、医師等の指導の下に使用することが適当である旨の注意表示等が義務付けられる。</p> <p>これにより、例えば機能性米について「低タンパク質米」等の表示を行う場合には、特別用途食品と混同される恐れがあることから、許可なく表示することは適切ではないという指導がされている。</p> <p>しかしながら、吟醸酒等付加価値の高い清酒の製造に当たっては、米の外側部分のタンパク質をわざわざ削り取っていることから、清酒原料用として「低タンパク質米」への需要喚起が期待できる。このように、病者の食事療法といった特別の用途以外にも、一般的な食品として食される、又は加工用途に用いられるということも十分に考えられるため、必ずしも全ての食品が表示方法によって特別用途食品と混同されとは限らない。</p> <p>ただし、病者等が特別用途食品であると誤認することによって健康被害が発生することは防がなければならない。</p> <p>したがって、特別の用途を表示して販売する食品については、当然許可は必要であるが、特別用途食品(病者用食品)ではない旨を明記して販売する食品については、栄養成分量を明示すれば、許可を得ずとも「低タンパク質(通常の米の%)」などといった表示が可能となるよう、既存の表示制度の運用の見直しを検討する。</p>	<p>重点・農水 (10)</p>	<p>検討・結論、引き続き措置</p>		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
米の品種等の表示制度の見直し (農林水産省)	米の品種等の表示については、現在、産地品種銘柄かどうかによらず、DNA鑑定等の農産物検査以外の根拠をもって表示することを可能とするかどうかを含めた「玄米及び精米品質表示基準」の見直しについて、「食品の表示に関する共同会議」において検討されているが、単に農産物検査以外の根拠をもって品種表示が可能か否かだけの検討ではなく、将来的な広域農業経営や高付加価値商品開発によるブランド化を見据え、魅力ある商品開発を可能とする観点からも検討を行い、結論を得る。	重点・農水 (11)	結論、以降速やかに措置		
民間企業の育成品種の普及促進 (農林水産省)	奨励品種制度については、民間企業が育成した品種について、優良なものは積極的に奨励品種に採用するよう都道府県に対して指導がなされているが、いまだ公的機関による育成品種が奨励品種の大半を占めていることから、国際競争力のある品種開発を促進するためにも、単に参入機会を与えるだけでなく、実質的に参入が可能となるよう促していく必要がある。 したがって、都道府県に対して民間企業の創意工夫をより発揮させる観点から、民間企業の育成品種が奨励品種として積極的に採用されるよう、改めて効果のある措置を講じる。	重点・農水 (12)	措置		
品種登録の審査期間の短縮 (農林水産省)	品種登録に要する審査期間については、これまでも短縮化が図られているが、引き続き、審査期間を平成20年度までに2.5年に短縮するという目標達成に向けた取組を着実に推進するとともに、更なる審査期間の短縮に努める。	重点・農水 (13)	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
生産調整カウントとなる加工用米の取扱いの適正化 (農林水産省)	<p>農業現場においては、生産調整カウントとして認められる加工用米について、加工用米の出荷先は既存の集荷団体に限定される、また、農業経営者自らが加工用米の販売先を開拓した販売契約については、生産調整カウントとして認められないといった誤解が生じており、生産調整方針の運用に関する要領において定められた運用と異なる運用がなされているとの指摘がある。</p> <p>したがって、農業経営者の創意工夫を活かした経営発展を促進するためにも、農業現場において、このような誤解が生じないよう、また、適切な運用がなされるよう、改めて周知徹底する。</p>	重点・農水 (14)	措置		
地域水田農業推進協議会における運営改善、決定過程の透明性の確保 (農林水産省)	<p>地域水田農業推進協議会については、当該地域の全ての認定方針作成者が実効ある形で参画し、客観的・透明性のある公正な議論が行われることが求められているが、地域においては、一部の認定方針作成者に開催日時が通知されない、一部の認定方針作成者の出席が認められない、また、幹事会や協議会の一部の構成員によって配分ルールなどが決定されるとの運用がなされているとの指摘がある。</p> <p>したがって、協議会が本来の目的に沿った役割を果たし、そこでの議論が客観的でありかつ透明性のあるものにするためにも、協議会の運営が適切になされるとともに、協議会でなされた議論について、幹事会も含めて議事録の作成・公開がなされるよう、必要な措置を講ずる。</p>	重点・農水 (15)	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
意欲ある農業 経営者の支援 に向けた区画 整理、基盤整 備事業の推進 (農林水産省)	<p>能力と意欲のある農業経営者が、規模拡大や利用集積などの区画整理、基盤整備を希望し、該当農地の周辺関係者の同意が得られる場合には、意欲ある農業経営者と該当農地の周辺関係者が所有する農地等に区域を限定した区画整理、基盤整備事業の実施を推進する。</p> <p>具体的には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による支援が受けられることとなっており、意欲のある農業経営者とそれに同意する生産者がこうした仕組みを利用して事業が実施できるよう、積極的に広く周知し、その推進を図る。</p>	重点・農水 (16)	措置		

エ その他

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農林水産消費安全技術センターの民間開放の推進 (農林水産省) 官業イの再掲	<p>a 農薬の登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として様々な検査を行っているが、他方で農薬の登録に要する期間が長期に及ぶことから、農業生産の効率化に向けその期間短縮、簡素化が求められているところである。</p> <p>このため、農林水産消費安全技術センターにおいて数値目標を設定すること等により検査の効率化に努めるとともに、関係行政機関と連携して農薬の登録に要する期間の短縮に取り組む。</p> <p>b 現在、薬効・薬害試験等農薬の登録申請に用いられる各種試験成績の一部には、都道府県の農業試験場等の公的機関において試験したものの提出を求めているが、期間短縮を図る観点から、信頼性を確保できる民間機関による試験を認めるなど民間開放を推進する。</p>	重点・農水(8)	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>c 農薬の適用病害虫の適用拡大については、いまだ適用拡大について改良の余地があるため、更なる適用拡大を認める。</p> <p>d 普通肥料の銘柄登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として検査を行っている。</p> <p>これまでも、業務の効率化による審査期間の短縮、業務のアウトソーシングの推進等の取組を行ってきているところであるが、普通肥料の生産業者の一層の負担軽減を図る観点から、原材料や生産工程・これまでの科学的知見を踏まえ、普通肥料のうち可能なものは更新期間を6年間に延長する。</p>		措置		
種苗管理センターの民間開放の推進 (農林水産省) 官業イの再掲	<p>a 再試験が必要とされる理由を明確に申請者に説明するとともに、申請者においてその説明に疑問があれば、意見交換を行うなどの透明性の高い対応の仕組みを確立する。</p> <p>b 栽培試験のみならず、更なる品種登録業務の民間開放を推進する。</p> <p>c 種苗管理センターの中期計画において、原原種生産の部分的な民間移行を検討しているが、日本の農産物の競争力を高めるためにも、民間企業において生産意欲のある原原種については、安定供給の確保を図りつつ、民間移行を確実にかつ早期に行う。</p> <p>なお、その結果、同センターが引き続き生産を行う原原種についても、生産意欲のある民間企業が現れ、安定供給の確保が図られる場合は、その企業への原原種生産の移行を行う。</p>	重点・農水(8)	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
酪農事業施設の設置承認 (農林水産省)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条第2項第3号については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正による新制度への移行(平成13年4月)に伴う、生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際に、見直しを行う。	計画・農業ア	生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直し		
国産ビール大麦の品質規格の見直し (農林水産省)	国産ビール大麦の検査規格の見直しについては、関係者(生産者団体、実需者団体)の意向を聴取の上、データの整理を行い、関係者の技術レベルで同意が得られる項目について、順次、農産物検査法に基づく規格検討会を開催し、見直しを実施する。	計画・農業ア	関係者の同意が得られるものについて逐次実施		